

## 香川県准看護師試験受験資格認定要領

### 1 審査対象者

外国の看護師学校養成所を卒業し又は外国において看護師免許を得た者で、香川県准看護師試験を受験しようとするもの

### 2 審査方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象が日本の准看護師養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

### 3 認定基準

以下の（１）から（８）の認定基準を満たした者に対し、香川県准看護師試験受験資格認定を行う。

#### （１）外国看護師学校養成所の修業年限

##### ア）外国看護師学校養成所の入学資格

中学校卒業以上（修業年限 9 年以上）、又は同等と認められる者

##### イ）外国看護師学校養成所の修業年限

2 年以上

##### ウ）外国看護師学校養成所卒業までの修業年限

11 年以上、又は同等と認められる者

#### （２）教育科目の履修時間

履修時間の合計が 1,890 時間以上で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）等に規定する教育内容の時間数を概ね満たすこと。

#### （３）教育環境

日本の准看護師学校養成所と同等以上と認められること。

#### （４）当該国の判断

当該国又は州政府等によって正式に認められた外国看護師学校養成所であること。

#### （５）外国看護師学校養成所卒業後、原則として当該国の看護師免許を取得していること。

#### （６）当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること。

#### （７）日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 N 1（平成 21 年 12 月までの認定区分である日本語能力試験 1 級を含む。）の認定を受けていること。

#### （８）香川県内に在住している者、又は県外在住者で県内の医療機関等で就労している者、准看護師資格取得後、県内の医療機関等で就労予定の者であること。

### 4 申請書類

申請にあたっては、以下の書類を提出すること。

#### （１）香川県准看護師試験受験資格認定願【様式 1】

#### （２）次のアからエまでの書類のうち、いずれか一つ

ア 住民票の写し（本籍（外国籍の者の場合は国籍等）が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する「個人番号」が記載されていないもの。）

イ 特別永住者証明書

ウ 在留カード(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。)

エ 戸籍抄本又は戸籍謄本(日本国籍を有する者に限る。)

ただし、申請書類提出時、香川県准看護師試験出願時、同試験受験時のみ日本へ入国する者の場合は、パスポートの原本を持参し、パスポートのコピーを提出すること。

- (3) 医師の診断書【様式2】(日本の医師資格を有する者により、申請前1か月以内に発行されたものに限る。)
- (4) 外国で取得した有効な看護師免許証の写し
- (5) 外国における資格試験の合格証の写し又は合格証明書
- (6) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証明書の写し又は卒業証明書
- (7) 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書
- (8) 卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目毎の教育内容、時間数を明らかにした書類(当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるように記載されていること。単位数であっても、必ず時間数に換算すること。)
- (9) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則における教育内容と卒業した外国の看護師学校養成所の履修科目及び時間数の対照表【様式3】(教育内容は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野の別がわかるように記載すること。講義と臨地実習を区別すること。)
- (10) 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書【様式4】(卒業当時のものとする。なお、他の書類により施設現況書に相当する内容を証明できる場合、省略可能である。)
- (11) 外国で外国看護師免許を取得した者にあつては、その根拠法令の関係条文の抜粋
- (12) 卒業した外国人看護師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可されたものであることを示すもの(卒業した外国人看護師学校養成所のパンフレット等)
- (13) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1(平成21年12月までの認定区分である日本語能力試験1級を含む。)認定書と成績書の写し、又は日本語能力試験N1(平成21年12月までの認定区分である日本語能力試験1級を含む。)認定結果と成績に関する証明書
- (14) 香川県外在住者については、県内の医療機関等で就労していることの証明書【様式5-1】、又は准看護師資格取得後に県内の医療機関等で就労予定であることの証明書【様式5-2】

## 5 申請書類作成上の留意事項

1. 申請書類は1部提出すること。
2. 申請書類のうち、外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
3. 申請書類(1)、(3)、(9)及び(10)は、所定の様式に日本語で記載すること。
4. 申請書類(4)～(8)及び(10)～(12)については、申請書類と日本語訳の両方を、公的機関(当該国の大使館、領事館、外務省等)において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。  
なお、当該国の大使館、領事館とは、外国に所在する日本国の大使館及び領事館ではない。  
上記書類の提出が困難な場合は、公証役場による公正証書の提出に代えることができる。
5. 申請書類(4)～(7)及び(13)については、各原本を持参すること。原本は照合後に返還する。
6. 住民票の写しを提出する場合は、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものに限る。
7. 外国看護師学校養成所が統合等によって名称を変更している場合は、現存の外国看護師学校養成所の施設長の証明を用意すること。

また、廃校している場合は、看護師学校養成所を管理している国や州政府等に問い合わせ、必要書類を

準備すること。

## 6 申請時の留意事項

1. 申請は必ず申請者本人が行い、郵送、代理による申請は受理しない。
2. 5月1日から9月15日までの期間で申請を受け付ける。ただし、9月15日が土日祝日に当たる場合は直前の平日を締め切りとする。書類に不備があった場合は書類の再提出が必要となるが、再提出であっても提出期限日の延長は行わない。
3. 申請は、日時について電話で予約を取ってから来庁すること。予約せずに来庁した場合、対応できないので注意すること。
4. 申請書類提出時、試験出願時、試験受験時のみ日本へ入国する場合は、日本国内の連絡先及び書類の送付先を明らかにすること。
5. 申請前には、申請書類の不足・不備がないか、香川県准看護師試験受験資格認定申請書類チェックリストで必ず確認すること。記入したチェックリストは必ず持参すること。チェックリストに記入がない場合、対応できないので注意すること。

## 7 申請時の持ち物

- (1) 申請書類（香川県准看護師試験受験資格認定申請書類チェックリストを含む）
- (2) 顔写真付きの身分証明書（パスポート、運転免許証等）
- (3) 印鑑
- (4) 筆記用具

## 8 申請と予約、問い合わせ先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県健康福祉部医療政策課 医療人材グループ 准看護師試験担当

電話 087-832-3255

## 9 審査結果の通知

審査の結果、香川県准看護師試験受験資格を有することが認定された場合は、香川県准看護師試験受験資格認定書を交付する。

香川県准看護師試験受験資格を有することが認められなかった場合は、その理由を付し、書面にて通知する。

## 附則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

## 附則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

## 附則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。